

江府町条例第4号

江府町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

江府町長 白石 祐治

江府町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

江府町個人情報保護法施行条例（令和5年江府町条例第1号）の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(審査会への諮問)</p> <p>第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する審査会</u>（以下「審査会」という。）に諮問することができる。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p>	<p>(審査会への諮問)</p> <p>第5条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、<u>鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会</u>（以下「審査会」という。）に諮問することができる。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日より施行する。